

○石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令

〔平成4年7月28日〕
石川県警察本部訓令第16号

最終改正 平成22年10月21日警察本部訓令第12号

石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令を次のように定める。

石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令

石川県警察職員の勤務時間及び勤務を要しない日の指定に関する訓令（平成元年石川県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和32年石川県条例第38号。以下「条例」という。）及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和32年石川県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「本部等」とは、石川県警察本部及び石川県警察学校をいう。
- (2) 「所属長」とは、石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）に定める課長、室長、所長、隊長、校長及び署長をいう。
- (3) 「職員」とは、地方警務官を除く石川県警察職員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この訓令の用語として用いる職については、組織規則及び石川県警察の組織等に関する訓令（昭和41年石川県警察本部訓令第3号）に定める職によるものとする。

（勤務制）

第3条 職員の勤務制については、次の各号とおりにする。

- (1) 通常勤務

日曜日及び土曜日が週休日に定められている勤務制をいう。

- (2) 毎日制勤務

規則第2条の2第3項の規定により週休日を設け、かつ、1日つき原則として7時間45分の勤務時間を割り振る勤務制をいう。

- (3) 交替制勤務

規則第2条の2第3項又は第4項の規定により週休日を設け、かつ、当番、非番、日勤等を繰り返す中で勤務時間を割り振る勤務制をいう。

(指定権者)

第4条 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定を行う者（以下「指定権者」という。）は、次の表の職員欄に掲げる職員について、それぞれ指定権者欄に掲げる者とする。

	職 員	指定権者
本 部 等	部長、首席監察官	本部長
	校長	警務部長
	首席参事官、参事官、所属長	各部長
	その他の職員	各所属長
警 察 署	金沢中警察署長	本部長
	署長（金沢中警察署長を除く。）	警務部長
	その他の職員	各署長

(勤務制の適用区分並びに週休日及び勤務時間の割振り)

第5条 指定権者は、本部長が別に定める勤務制の適用区分並びに週休日及び勤務時間の割振りの基準に基づき、毎日制勤務及び交替制勤務に従事する職員（以下「特別勤務職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りを行わなければならない。

- 2 指定権者は、業務の運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ本部長の承認を得て、職員の勤務制を変更することができる。ただし、その変更期間が1週間を超えない場合は、本部長の承認を要しないものとする。
- 3 指定権者は、業務の運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ本部長の承認を得て、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて第1項の基準と異なる割振りを行うことができる。ただし、その期間が1週間を超えない場合は、本部長の承認を要しないものとする。
- 4 指定権者は、第2項又は第3項の規定による本部長の承認を求める場合は、勤務制の適用区分並びに週休日及び勤務時間の割振りの基準変更承認申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(勤務日における勤務時間の割振り)

第6条 職員の勤務日における勤務時間の割振りの基準は、別表に定める職員の勤務時間の割振り基準表（以下「基準表」という。）に定めるとおりとする。

- 2 指定権者は、基準表に基づき、あらかじめ職員の勤務日における勤務開始及び終了時刻（以下「勤務時間帯」という。）を指定するものとする。
- 3 指定権者は、公務のため必要があると認めるときは、前項の規定により指定した勤務時間帯を基準表に定める他の勤務時間帯と変更することができる。
- 4 指定権者は、業務の運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ本部長の承認を得て、基準表と異なる勤務時間の割振りを行うことができる。ただし、その期間が1

週間を超えない場合は、本部長の承認を要しないものとする。

- 5 指定権者は、第3項の規定による勤務時間帯の変更を行った場合は、別に定める方法により、その経過を明らかにしておかなければならない。
- 6 指定権者は、第4項の規定により職員に対し勤務時間の割振りを行った場合は、別に定める方法により、その経過を明らかにしておかなければならない。
- 7 指定権者は、第4項の規定による本部長の承認を求める場合は、勤務時間の割振り承認申請書（別記様式第2号）により行うものとする。
- 8 指定権者は、育児又は介護を行う職員から早出遅出勤務の請求があったときは、別に定める育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の基準に基づき、早出遅出勤務をさせるものとする。

（職員への通知）

第7条 指定権者は、特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りを行ったときは、職員に対して速やかにこれを明示するものとする。

- 2 指定権者は、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合は、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。
- 3 指定権者は、第5条第2項の規定による職員の勤務制の変更又は同条第3項の規定による週休日及び勤務時間の割振りを行った場合は、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。
- 4 指定権者は、前条第2項による職員の勤務日における勤務時間帯を指定したときは、職員に対して速やかにこれを明示するものとする。
- 5 指定権者は、前条第3項の規定による勤務時間帯の変更又は同条第4項の規定による勤務時間の割振りを行った場合は、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り）

第8条 育児短時間勤務職員（条例第2条第2項第1号に規定する職員をいう。）、再任用短時間勤務職員（条例第2条第2項第2号に規定する職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第2項第3号に規定する職員をいう。）の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定める。

（時間外勤務代休時間）

第9条 指定権者は、条例第4条に規定する時間外勤務代休時間を指定することができる。

- 2 指定権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合は、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

（休日の代休日）

第10条 指定権者は、条例第5条に規定する休日（以下「休日」という。）において、公務のために特に勤務を命ずる必要がある場合は、あらかじめ当該休日後の勤務日を代休日として指定することができる。

2 指定権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合は、代休日を指定しないものとする。

(勤務時間管理)

第11条 所属長は、業務の実態を踏まえた上で、効果的かつ効率的な業務運営及び職員の健康福祉に配慮し、職員の勤務時間を適正に管理しなければならない。

2 所属長は、職員の勤務時間を適正に管理するため、勤務時間管理者及び勤務時間管理補助者を置かなければならない。

3 勤務時間管理者には、所属の次席、副隊長、副校長、副署長又は次長を充てるものとする。

4 勤務時間管理補助者には、本部等の所属にあつては課長補佐に相当する職以上の職にある職員、警察署にあつては課長以上の職にある職員を充てるものとする。

5 勤務時間管理者は、所属長を補佐して、職員の勤務実態を把握するとともに、勤務時間の管理に関し必要な指導を行い、勤務時間管理補助者は、勤務時間管理者の職務を補助するものとする。

6 本部長は、必要があると認めるときは、所属長から職員の勤務時間の管理について報告を求めることができる。

(時間外勤務等)

第12条 所属長は、公務のため特に必要があると認めるときは、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じ、又は週休日及び休日に勤務することを命ずることができる。

2 所属長は、時間外勤務等の命令に当たっては、疲労の蓄積等による勤務能率の低下等に配慮した上で、公務の運営に支障をきたさない範囲内において勤務時間帯を変更する等弾力的な運用により、職員の心身の健康の保持に努めなければならない。

附 則

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月15日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日警察本部訓令第8号) 抄

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月13日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月19日警察本部訓令第25号)

1 この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に改正前の石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に

関する訓令の別表に規定する交替制勤務（日勤を除く。）の職員に対する休息時間については、改正後の同訓令の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月21日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

別表・様式（略）